



平成 30 年 12 月 6 日

お客様各位

神原汽船株式会社  
定期船部

### ベトナム向け貨物 B/L 記載必須事項について

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ベトナム税関よりベトナム向け貨物のB/Lに対して  
以下詳細の記載を義務化するよう通達ございましたのでご案内申し上げます。

ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・対象 : ベトナム向け貨物
- ・適用開始 : 即日
- ・B/L 記載必須項目 : 1. Consignee 会社名/住所/連絡先/納税者登録番号(TAX CODE)  
※Consignee が To Order の場合は Notify Party 欄へ記載。  
2. HS CODE(最低 4 桁)  
※Description 欄へ記載。  
3. 貨物の具体的な品名  
※総称ではなく、正確な品名を具体的に記載。

※上記 1～3 の記載がない場合には、現地通関および貨物引き渡しの遅れや積戻しとなる場合  
もございます。その際の費用は荷主様のご負担等なりますのでご注意ください。

※弊社ではベトナム向け古紙・スクラップ貨物のお取り扱いは行っておりません。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

(本社定期船部 [TEL:084-987-1500](tel:084-987-1500) 東京支店 [TEL:03-3264-8805](tel:03-3264-8805) 阪神事務所 [TEL:06-6443-1025](tel:06-6443-1025))

以上